

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十七年二月二十六日 午後一時二十分から

一、 場所 匝瑳市役所議会棟二階第三委員会室

一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員)

押尾悦子、萱森孝雄、大木公男、神子さた子、橋場永尚、椎名栄次、

石毛則男、鈴木琢雄、江波戸寛、向後英夫、林眞示、島田省悟、

塚本隆夫

(欠席委員)

伊東秀子、小川雅章

(市側出席者)

市長(太田安規)、健康管理課長(平山新治)、税務課長(伊藤久夫)、

市民課長(塚本貢市)、同副主幹(畔蒜稔行)、同主査補(鵜澤正明)

議事及び概要

諮問事項

ア 平成二十七年匝瑳市国民健康保険特別会計予算(案)について

イ 匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(平成二十七年年度～平成二十九年年度)(案)について

その他

ア 平成二十七年国民健康保険制度等の改正予定について

イ その他

開会(午後一時二十分)

事務局(副主幹)

お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、平成二十六年年度第二回の匝瑳市国民健康保険運営協議会を開会いたします。進行は私、市民課の畔蒜です。よろしくお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、最初に太田市長よりご挨拶申し上げます。

太田市長

本日はお忙しい中にもかかわらず、また、足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から国保運営のみならず市政全般にわたりますご理解ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

さて、最近の国保をめぐる動向ということですが、先の社会保障制度改革国民会議の議論を経て、現在開会中の通常国会におきまして、平成三十年度に向けて、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管することなどが盛り込まれた法案が審議される予定となっております。これまで、市町村が保険者として支えてきました国保制度が、転換期を迎えておるところでございます。今後の動向を大いに注目していきたいと思っております。

本日の会議ですが、平成二十七年度の匝瑳市国民健康保険特別会計予算案と匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画案についてご審議いただく訳でございます。今年度の国保運営状況につきましては、被保険者の減少が見込まれるにもかかわらず、保険給付費は微増ではありますが増えている状況でございます。こうした動向を踏まえすと、平成二十七年度の国保運営も厳しい財政状況が続くものと推測をするところでございます。

本日は、委員の皆様方には、議案に対する慎重審議をお願いすると共に、今後の国保運営に対する忌憚のないご意見などを賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局（副主幹）

ありがとうございます。さて、本日の議題に入らせていただく前に、配布資料の確認をお願いいたします。

（配布資料の確認）

事務局（副主幹）

それでは次第の三、議事に移りますが、匝瑳市国民健康保険条例施行規則第六条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、向後会長、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まり頂き、誠にありがとうございます。それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、十三名で過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ここで、議事録署名人の選出ですが、今回は被保険者代表の大木公男委員と公益代表の林眞示委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。諮問事項ア「平成二十七年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」、事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

それでは、諮問事項ア、当初予算について概要を説明させていただきます。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

レセプト一件で八十万円を超えるものにはどのようなものがあるのですか。

事務局（市民課長）

交通事故等で脳や心臓などの大きな手術を行う場合が主なものであると思われれます。

議長（会長）

他にはどうでしょうか。

議長（会長）

では私からよろしいでしょうか。特定健診の対象を三十五歳に引き下げることですが、それに伴う人員や経費等の試算はどうなっているのでしょうか。

事務局（市民課長）

特定健診の対象年齢の四十歳以上から三十五歳以上への引き下げに関連しまして、平成二十七年より国からデータヘルス事業の推進が求められております。まず、対象年齢を引き下げた分の被保険者数の増は約七百人、四十歳以上の受診率は三十五から三十七パーセント程度ですが、受診率は若干下がると見込みまして、予算は二百人の増で積算しております。また、データヘルス事業の推進のために、臨時的に技師を非正規職員という形で雇用する予定です。

議長（会長）

他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。諮問事項

ア「平成二十七年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(会長)

「異議なし」と認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。諮問事項ア「平成二十七年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(会長)

挙手全員であります。よって、諮問事項ア「平成二十七年年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算案について」は、原案のとおり承認されました。

議長(会長)

続きまして、諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画案について」、事務局の説明を求めます。

事務局(副主幹)

それでは続きまして説明させていただきます。

(内容説明)

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入らせていただきます。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員

今後財源不足が見込まれるとのことですが、県内の動向としては、一般会計から特別繰入をしている保険者はどの程度でしょうか。

事務局(市民課長)

金額の大小はありますが、県内の約六割の団体が特別繰入を行って予算を編成している状況です。

事務局(副主幹)

それでは補足資料の説明をさせていただきます。

(内容説明)

事務局(市民課長)

委員から財政的な補てんの部分の話がありましたので、国が行う千七百億円の保険者支援に関連した国保税の軽減について説明させていただきます。

(内容説明)

委員

平成三十年度からの国保の都道府県への移行について、国会で審議しているのですか。

事務局（市民課長）

二十七年通常国会で医療制度改革ということで、国保の財政運営を平成三十年度から都道府県が行うことが審議することが予定されています。しかし、国保の全てを県が運営する訳ではなく、市町村と分担することになっており、税の決定、賦課、徴収は市町村事務となっております。また、特定健診や、保健指導などの保険事業についても市町村が行なうこととされており、県は市町村に対して「分賦金」という形で負担を求める事になります。各市町村の三千数百億円もの赤字を県に転嫁する事は認められないという事ですので、県単位でかかった費用を一定のルールで各市町村に負担を割り当てて、「分賦金」という形で県に納める事になります。したがって、平成三十年度以降も、匝瑳市は国保税をどうするかという問題は残る事になります。

委員

全部県に移行される訳ではないのですね。ありがとうございます。

議長（会長）

他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画案について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（会長）

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。

諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画案について」承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（会長）

挙手全員であります。よって、諮問事項イ「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画案について」は、原案のとおり承認されました。

議長（会長）

次に「その他」に入らせていただきます。まず、その他ア「平成二十七年国民健康保険制度等の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局（副主幹）

それではその他アについて説明させていただきます。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

一部負担金の五百円が無料化される詳細検診ですが、希望すれば受診できるのでしょうか。

事務局（健康管理課長）

詳細検診になった場合の基準ですが、医師が受診者に対して心電図、眼底検査が必要と判断した場合に限って対象となりますので、希望すれば対象になる訳ではない事をご理解いただきたいと思います。

議長（会長）

他に何かご意見ご質問等がありますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。次にその他のその他について説明を求めます。

事務局（副主幹）

続きましてその他イについて説明させていただきます。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。せっかくの機会ですので、今日の議題に関わらず、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

事務局（副主幹）

追加で説明をさせていただきます。本年一月から七十歳未満の方の高額療養費制度が変わりまして、所得要件が細分化され自己負担限度額が変更となりました。なお、七十歳以上の方は変更ございません。

議長（会長）

他に、ご意見等がないようですので、これで打ち切らせていただきます。以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局（副主幹）

向後会長には、スムーズな議事進行、ありがとうございます。それでは以上をもちまして会議は終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後二時二十分）